

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、流動的な経営環境のもとで、企業の継続的な発展と株主価値向上のため、コーポレート・ガバナンスに関する体制の強化と推進を経営の最重要課題としております。

企業基盤を充実し、競争力、成長力を高め、企業価値を向上させるとともに社会的責任を果たしていくため、当社は取締役会、監査役会、グループ経営会議、執行役員制度を軸とした業務執行機能及び内部監査機能を中心に、業務の有効性、効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守ならびに資産の保全を中心に、効率的で適法な企業体制を構築、維持することとしております。

更に、当社及びグループ子会社の事業活動の適正と統制を確保するため、当社監査室が業務監査等のモニタリングを行う他、「グループ会社管理規定」を制定し、各社の事業活動の状況等をモニタリングし、当社グループとしてのガバナンス体制の推進を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

<取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件>

補充原則4-1-3:後継者の計画は重要な課題であると認識いたしております。当社は、持株会社体制へ移行したことにより、グループ会社の経営陣に更に経験を積ませることにより後継者候補の育成に努めております。最高経営責任者の年齢等を鑑み、現在のところ喫緊の課題として具体的な議論は行っておりませんが、今後、その在り方について検討して参ります。

補充原則4-2-1:当社経営陣の報酬は、責任の明確化を図るため任期が1年となっていることから単年度の会社業績をベースに報酬金額を決定しており、短期的な業績連動報酬としております。なお、当社の中長期的成長が取締役へのインセンティブとして働くことを目的として役員用の持株会を設置し、自社株保有を推奨しております。但し、今後については中長期的な業績と連動する報酬制度も検討して参ります。

補充原則4-10-1:取締役の報酬については、独立した諮問委員会は設置しておりませんが、当該年度の実績や、マネジメントにおける重要性、他社とのバランスなどを総合的に勘案し、事前に独立社外取締役に意見を求めた上で、その方針に基づき各個人の報酬額を代表取締役が決定いたしております。また、取締役の指名については、独立した諮問委員会は設置しておりませんが、議案を審議する際は、独立社外取締役を含む全取締役により取締役会において、その経験・専門性等を慎重に審議のうえ、指名を行っております。

補充原則4-11-3:取締役会では、主に社外取締役・社外監査役から、随時取締役会の運営方法について意見が出され、それらの意見を反映して取締役会の実効性の強化につなげるべく、取締役会運営の見直しにつなげております。今後は定期的に各取締役による取締役会の自己評価を実施して一層のコーポレートガバナンス体制の充実と、取締役会の機能向上につなげていくことを検討して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

<政策保有株式>

原則1-4:当社は、事業戦略、取引関係の強化などを総合的に勘案し、主に取引先の株式を保有しております。当社が保有する政策保有株式については、当社の財務部門ならびに取引の担当部門において、中長期的に当社グループの企業価値の向上に資するか否かという観点から取引の担当部署(事業子会社含む)とグループ経営企画部門ならびにグループ管理統括部門がそれぞれの視点より複視的に検討しております。検討の結果、保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については縮減する方針です。また、保有する株式についてコーポレートガバナンスチームにおいて取引関係の維持・強化や事業運営上の必要性等に保有意義をとりまとめ、取締役会において保有の適否の検討を行っております。なお、当社では、保有する政策保有株式については中長期的な視点で企業価値向上につながるか、または当社の株式保有の意義が損なわれないかを当社判断基準として議決権の行使を行います。

<関連当事者間の取引>

原則1-7:当社は、当社役員、当社役員が実質的に支配する法人との取引を行う場合は、法令等の定めに従い、取締役会等にて承認、確認等を行っております。また、主要株主との取引が発生する場合は、第三者との取引と同様に決定しております。

<企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮>

原則2-6:当社には、企業年金基金制度はありません。

<情報開示の充実>

原則3-1:

(1)当社の経営理念や経営戦略、経営計画については、当社ホームページ、決算説明会資料等にて開示しております。

<https://usen-next.co.jp/>

(2)コーポレートガバナンスの基本方針はコーポレートガバナンス報告書に開示していますのでご参照下さい。

(3)前記【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりであります。

(4)取締役会が取締役・監査役候補の指名を行うに当たっては、担当分野における豊富な経験や高度な専門性に加えて、厳格な職業倫理意識を有する人物を候補者として、取締役会にてその適格性について検討し決定しております。また、経営陣幹部の選解任については、担当分野におけ

る業務執行状況ならびに業績等を総合的に勘案のうえ、定期的に取り締役会において検討のうえ決定しております。なお、監査役については、監査役会の同意を得て指名しております。取締役の指名・監査役の指名にあたっては、事前に独立社外取締役に意見を求めた上で、株主総会議案として、取締役会で決定いたしております。

(5)取締役及び監査役の選任理由については、株主総会招集通知において開示しております。

<取締役会の役割・責務(1)>

補充原則4-1-1:取締役会、経営会議、稟議等で意思決定すべき事項については重要性の度合いに応じて具体的な付議・報告基準を定め、取締役会の決議事項以外の内容については、「業務決裁規程」に基づき稟議による社長決裁若しくは必要とされる最終決定者に委任しております。また、業務執行責任者及び社内部門長の職務権限、職務分掌等についても、社内規程により明確化しており、組織変更等に応じて、常に見直しが行われる仕組みを構築しております。

<独立社外取締役の有効な活用>

原則4-8:当社は、取締役10名中3名が社外取締役であり、3名の社外取締役全員を独立社外取締役として選任しております。

<独立社外取締役の独立性判断基準及び資質>

原則4-9:当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に準拠した基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。また、当社経営・事業への理解及び独立性を有し、取締役会における建設的な議論への貢献が期待できる人物を、社外取締役候補者として選定します。

<取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件>

補充原則4-11-1:当社の取締役会は、定款で定める取締役、監査役は其々3名以上の員数によって構成され、実効性ある議論を行うのに適正な規模、また、各事業に伴う知識、経験、能力等のバランスを配慮し多様性を確保した人員で構成することを、基本的な考え方としております。現状、取締役に、経営や事業に精通した者の他、海外勤務の経験者や各方面で経験豊富な女性を含む社外取締役に構成されております。また、監査役には経理に精通する者の他、公認会計士、弁護士で構成されております。

補充原則4-11-2:当社は、取締役及び監査役が、その役割・責務を適切に果たすために必要な時間・労力を当社の取締役及び監査役としての業務に振り向けるため、役員の兼職について取締役会へ報告を義務付けており、合理的範囲に留めています。なお、その兼任の状況は、招集通知等にて開示しております。

補充原則4-11-3:前記【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりであります。

<取締役・監査役のトレーニング>

補充原則4-14-2:当社では、社外取締役・社外監査役に当社グループの経営理念、経営方針、事業活動及び組織等に関する理解を深めることを目的に、就任時及びその後も継続的に、これらに関する情報提供を行っております。また、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役が、その役割及び責務を果たすために必要とする事業・財務・組織等に関する知識を取得するために必要な機会の紹介、費用の支援等を行っております。

<株主との建設的な対話に関する方針>

原則5-1:当社では、IR担当取締役を選任するとともに、IR部を担当部署としております。IR部は、経営管理室、管理統括部、コーポレート統括部等IR活動に関連する部署を統轄し、日常的な部署間の連携を図っております。また、株主や投資家に対しては、経営トップが出席する決算説明会を半期に1回開催しております。それらで得られる株主の反応は、随時、経営陣幹部及び取締役に報告いたしております。なお、株主や投資家との対話に際してはサイレント期間の設定等インサイダー情報の漏洩防止を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
宇野 康秀	36,282,845	60.40
株式会社UNO-HOLDINGS	9,825,600	16.35
株式会社光通信	5,879,766	9.78
島田 亨	1,223,300	2.03
上田八木短資株式会社	754,600	1.25
高橋 慧	424,200	0.70
MSIP CLIENT SECURITIES	416,689	0.69
吉岡 裕之	410,000	0.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	231,500	0.38
SMBC日興証券株式会社	184,700	0.30

支配株主(親会社を除く)の有無	宇野 康秀
親会社の有無	なし

補足説明	
------	--

支配株主である宇野 康秀は、当社代表取締役であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	8 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社は、支配株主との取引条件等については、他の資本関係のない会社と取引する場合と同様、取引の内容及び条件等に関してその妥当性を慎重に検討して決定し、特定株主の利益になるような意思決定が行われないよう取締役会にて取引内容及び妥当性について審議しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

-

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
夏野 剛	他の会社の出身者											○
佐藤 明夫	弁護士											○
伊串 久美子	他の会社の出身者											○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
夏野 剛	○	——	企業経営に関する豊富な経験・知識から、当社の経営に対する助言・意見を得るため。
佐藤 明夫	○	——	法務に関する豊富な経験・知識から、当社の経営に対する助言・意見を得るため。
伊串 久美子	○	——	企業経営に関する豊富な経験・知識から、当社の経営に対する助言・意見を得るため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	員数の上限を定めていない
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、監査計画から報告まで定期的に会合を設け、決算時には監査報告を受けております。
 監査役は監査室と定期的に打ち合わせを行い、内部監査の実施状況及び監査結果について報告を受けるとともに、内部監査の実施計画、実施方法、改善策等について意見交換を行っております。
 また監査役は、社内各部署、各グループ会社の監査にあたり、監査室と連携して、役職員からのヒアリング、書類の閲覧、実地調査等を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
須原 伸太郎	公認会計士													○
北村 行夫	弁護士													○

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
須原 伸太郎		-	主に会計財務・企業経営に関する豊富な経験・知識から、当社の経営に対する助言・意見を得るため。
北村 行夫		-	法務に関する豊富な経験・知識から、当社の経営に対する助言・意見を得るため。

【独立役員関係】

独立役員の数	3 名
--------	-----

その他独立役員に関する事項

-

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
-------------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上意欲や士気を高めるために、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

取締役及び従業員に対して、当社の業績向上意欲や、士気を高めるためにストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の額が1億円以上のものが存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。
取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無	あり
--------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、株主総会の決議による報酬限度額の範囲内において決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外取締役・社外監査役に対しては、取締役会開催に際し、取締役会事務局(経営管理室)が事前に資料を提供し、必要に応じて詳細な説明を行っています。問い合わせに対しては、取締役会事務局にて、必要な情報提供を行っております。また、社外監査役については、内部監査及び内部統制を担当する内部監査部門や会計監査人と緊密な連携を保ち、監査の有効性、効率性を高めるため、定期的な情報交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

- ()取締役会
取締役会は取締役10名(うち独立社外取締役3名)、監査役4名(うち社外監査役2名)で構成されており、月1回の定例の他、必要に応じて臨時に開催し、法令・定款及び社内規程の定めにより、取締役会決議事項とされている重要性の高い事項について、慎重に意思決定を行っております。また、独立社外取締役3名と社外監査役2名が参加し、積極的な発言をすることにより、公正な意思決定が下されるよう、牽制を働かせております。
- 当社の取締役の定数及び選任の決議要件に関する定款の内容は以下のとおりであります。
- ・取締役は、3名以上とする旨を定款で定めております。
 - ・取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が 出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めております。
- 本報告書提出時点の構成員は、議長は代表取締役社長CEOである宇野康秀、メンバーは島田亨、馬淵将平、田村公正、堤天心、大田安彦、工藤嘉高、(以下、社外取締役)佐藤明夫、夏野剛、伊串久美子であります。
- ()グループ経営会議
グループ経営会議は、取締役(社外取締役を除く)、執行役員および当社が指定する事業会社社長をもって構成され、監査役も同席し、毎月1回以上、開催しております。社長の諮問機関として案件の決定の適正化を支援するとともに、業務執行の意思統一を図るために、当社の業務執行に関する重要事項について協議を行うことを目的に開催しております。
- ()監査役会
監査役会は、2名の常勤監査役と2名の非常勤監査役で構成されております。監査役は、取締役会等の重要会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。また、常勤監査役は、監査室と定期的に打合せを行い、内部監査の実施状況及び監査結果について報告を受けるとともに、内部監査の実施計画、実施方法、改善策について意見交換を行っております。また監査役は、社内各部署、各グループ会社の監査にあたり、監査室と連携して、役職員からのヒアリング、書類の閲覧、実地調査等を行っております。
- 本報告書提出時点の構成員は、小林陽介、堀内雅生、(以下、社外監査役)北村行夫、須原伸太郎であります。
- ()内部監査担当者
当社では監査室を設置し、監査役と連携して各事業部門及び子会社の監査を実施し、その結果を四半期に一度取締役会に報告しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの体制を整備し、必要な施策を適宜実施していくことを経営上の重要な課題の一つに位置付けております。当社は取締役会に独立社外取締役3名が参画しており、同じく独立性の高い社外監査役2名が監査を実施しており、社外からの経営への監視・助言機能が十分に働いていると考えているため、現状の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主に議案の内容を理解していただく十分な期間を持ていただくため、招集通知の早期発送に取り組んでおります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主にご出席いただけるよう、集中日を避けて決算期を8月とし、定時株主総会の開催を11月に行えるようにしております。
電磁的方法による議決権の行使	より多くの株主が議決権を行使できるように、PC及びインターネットを通じた議決権の行使を検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームへの参加を検討しております。
招集通知(要約)の英文での提供	ホームページ上に英語版の要約した招集通知の掲載を検討しております。
その他	招集通知の電子化についても実施しており、招集通知及び決議通知のご報告については、当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ上に掲載する予定です。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算及び第2四半期決算について、代表者及びIR担当役員が業績や経営戦略について説明するアナリスト、機関投資家向け説明会を開催いたしております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	ご要望に応じて個別に電話会議によるミーティングを開催するほか、代表者及びIR担当役員による海外投資家訪問を実施、もしくはTV会議等を検討しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上に、決算情報、適時開示資料、決算説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署:管理統括部 IR部が担当しております。	
その他	アナリスト・機関投資家からのご要望により個別にミーティングを行っております。四半期毎に決算補足資料(英語版)を作成し、「TDnet Company Announcement Service」を通じて海外投資家に情報を提供しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	役職員は、「USEN-NEXTグループ行動規範」を念頭において事業活動を行うことにより、ステークホルダーの立場を尊重し、法令及びその精神並びに社内諸規程を遵守し、社会的良識をもった責任ある行動をとっております。

環境保全活動、CSR活動等の実施	コンテンツ配信、モバイル通信インフラの構築などの成長産業に軸足を置き、継続的に雇用を生み出すことが社会貢献に繋がると認識しております。 また、当社及び子会社において以下の活動を行っております。 ■被災地支援活動 1. USEN音楽放送の無償提供 2011年3月11日に発生しました東日本大震災について、復興に向けてより一層の地域住民のコミュニケーションの活発化のお手伝いとして、様々なコミュニケーション施設へのUSEN音楽放送の無償提供を行っております。 2. ころ音プロジェクト JASRAC(日本音楽著作権協会)の会員・信託者である作詞者・作曲者・音楽出版社が指定した作品の著作物使用料を、東日本大震災復興支援役立てる取組み「ころ音プロジェクト」の参加楽曲を放送する番組を通じて被災地支援を行っております。 ■食・健康支援活動 1. TABLE FOR TWO ヒトサラでお店を予約すると1予約あたり10円が寄付されます。20円でヒトサラ(一皿)の給食がアフリカやアジアの子どもたちに届けられます。 ■社会福祉活動 1. 視覚障がい者向け特別提供 2004年4月より、視覚に障がいのある方に向けた日本で唯一の専用ラジオ番組「JBS日本福祉放送」や、点字による番組表でのご案内、月額利用料の特別提供等、音楽放送を通じて社会福祉活動を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家の皆様をはじめとするステークホルダーに対しまして、「金融商品取引法」、「東京証券取引所規則」、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示に関する規則」、その他関連法規等を遵守し、適時・適切に企業情報を公平に開示することを基本方針としております。
その他	-

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社及び子会社(以下「当社グループ」といいます。)の取締役及び使用人(以下「役職員」といいます。)の業務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「USEN-NEXT グループ行動規範」を制定し、法令順守をはじめとする、企業倫理の徹底に取り組みます。
- (2) 当社グループの役職員による「USEN-NEXT グループ行動規範」の徹底と実践的運用を行うため、教育・研修を実施するとともに、「内部通報規程」を整備します。
- (3) 業務執行部門から独立した内部監査部門である監査室が、当社グループの各業務執行部門(子会社を含みます。)の活動全般に関して内部監査を実施します。

2. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 戦略決定、経営監督機能と業務執行機能を明確にし、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。
- (2) 経営の効率性を高めるために、執行役員制度を導入します。
- (3) 取締役会の審議を更に活性化し、経営監督機能を強化するため、社外取締役を選任します。
- (4) 業務執行に関する重要事項について、社長を議長とし毎月1回以上開催する経営会議にて協議を行います。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下「文書等」という。)に記録し、保存します。取締役及び監査役は、「文書管理規程」により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 総合的なリスク管理に関する「リスクマネジメント基本規程」を定め、当社グループに重大な影響をおよぼすリスク全般の管理およびリスク発生時の対応を的確に行える体制を整備します。
- (2) 経営あるいは事業活動に重大な影響を与えるまたは与える可能性に直面し、緊急事態に至った場合に備え、「危機管理規程」を制定し、緊急時対応が的確に行えるよう体制を整備します。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社及び当社グループ各社の社長は、各社の業務執行の適正を確保する内部統制の構築及び運用の権限ならびに責任を有するものとします。
- (2) 当社の監査室は、重要性に鑑み当社及び当社グループ各社の内部監査を実施するものとします。また、内部統制の構築及び運用に関する検証、ならびに情報の共有化等を行うものとします。
- (3) 当社は、当社に当社グループ各社全体の内部統制を所管する担当部署を設置して、当社グループ各社における内部統制の構築及び運用の高度化を目指すものとします。
- (4) また、当社グループ各社の監査役は、当社グループ各社の業務執行の適正を確保する内部統制の構築及び運用の状況を監査し、グループの監査役に、情報を共有化するものとします。
- (5) 上記の体制は当社グループを網羅する「グループ会社管理規程」「内部通報規程」「内部監査規程」等の諸規程にもとづき、組織的に実施されるものとします。

6. 責任限定契約の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、在職中に当社から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として会社法施行規則第113条に定める方法により算定される額に2を乗じて得た額及び当社の新株予約権を引き受けた場合(会社法第238条第3項各号に掲げる場合に限る。)における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条に定める方法により算定される額の合計額としております。

7. 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。取締役の選任については累積投票によらないものとしております。

8. 株主総会決議を取締役会決議にした事項

(1) 自己株式取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって、自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

(2) 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の定めにより、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

9. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力、団体との関係を根絶するため、「USEN-NEXT グループ行動規範」に「反社会的行為の根絶」を明記するとともに、「反社会的勢力の排除に関する規程」を整備し、教育、研修の実施、不当要求を受けた場合の通報連絡体制の整備、取引業者との契約への反社会的勢力排除条項の明記など、実践的運用のための社内体制を整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

-

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

別紙参照

